

新宿区通所介護等食費助成事業実施要綱

- 17 新福高介第 561 号
- 18 新福高介第 1062 号
- 19 新健介給第 1197 号
- 20 新福介給第 1211 号
- 22 新福介給第 921 号
- 26 新福介給第 166 号
- 26 新福介給第 586 号
- 26 新福介給第 1195 号
- 27 新福介給第 964 号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険の利用者（以下「利用者」という。）のうち低所得者である者を対象として、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防認知症対応型通所介護並びに小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の通いサービス若しくは新宿区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年1月13日付け27新福高企第1030号）第6条第2号アに規定する通所介護相当サービス(以下「通所サービス」という。)を利用した場合において、介護保険の保険給付対象外となる食費について、その費用の一部を軽減することにより、利用者の負担を軽減し、もって通所サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(対象となる食費)

第2条 軽減対象となる食費は、介護保険法の規定に基づき設置された新宿区内に所在地がある通所サービスを行う事業所が提供する通所サービスを受ける場合において、提供を受ける食事の負担額とする。

(軽減の申出)

第3条 区長は、この要綱に基づいて食費の負担額を軽減しようとする事業者に対し、通所介護等食費助成事業申出書(第1号様式)により、区長に申し出をさせるものとする。

(軽減対象者)

第4条 軽減対象者は、世帯の全員(当該軽減対象者を含む。)が第7条第1項に規定する軽減の申請のあった月の属する年度(申請のあった月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(特別区民税を含む。)が課されていない者又は市町村(特別区を含む)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)であり、かつ、軽減対象者が通所介護計画又は通所リハビリテーション計画等に食事の提供が位置付けられている場合とする。

2 前項の規定にかかわらず、「新宿区介護保険における利用者負担額の軽減措置実施要綱」による利用者負担額の軽減を受けている者は、軽減対象者に当たらないものとする。

(軽減の程度)

第5条 本事業において食費の利用者負担額を軽減する程度は、第2条に規定する食費の額のうち200円とする。ただし、食費の額が200円未満の場合はその額とする。

(区による助成の割合)

第6条 区は、区長に対して申出を行った事業者が利用者負担額を軽減した総額のうち、その全額を助成する。

(軽減の申請等)

第7条 区長は、この要綱に基づいて食費の負担額の軽減を受けようとする者に対し、「通所介護等食費助成認定申請書」(以下「認定申請書」という。)(第2号様式)により申請させるものとする。

2 前項の申請を受けた区長は、速やかに調査し、軽減対象者に関する決定を行うものとする。

3 前項の決定が軽減対象者と認めるものである場合には、区長は、当該申請を行った者(以下「申請者」という。)(第3号様式)により通知するものとする。

4 第2項の決定が軽減対象者と認めない場合には、区長は、申請者に対し、証明書に認めない理由を付して通知するものとする。

(証明書の有効期限)

第8条 証明書は、認定申請書の提出日から適用するものとする。

2 証明書の有効期限は、証明書を発行した月の属する年度の翌年度の7月末日とする。ただし、証明書を発行した月が4月、5月、6月又は7月の場合は、当該月の属する年度の7月末日とする。

(証明書の再交付)

第9条 区長は、証明書の交付を受けた者が当該証明書を破損又は紛失した場合には、当該受けた者が行う認定申請書による証明書の再交付に関する申請を受けることができる。

2 前項の申請が証明書の破損に基づく場合には、区長は、前項に規定する認定申請書に証明書を添付させるものとする。

3 第1項の申請が証明書の紛失に基づくもので、区長が証明書の再交付をした場合には、当該再交付を受けたものが紛失した証明書を発見したときは、直ちに当該発見した証明書を返還させるものとする。

(住所等の変更)

第10条 区長は、証明書の交付を受けたものが住所又は氏名を変更した場合には、当該者に対し、速やかに「証明書記載事項変更届」(第4号様式)を提出させるものとする。

2 前項の提出は、被保険者証を提示して行わせるものとする。

(証明書の返還)

第11条 区長は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、証明書の交付を受けた者に

対し、遅滞なく当該証明書を返還させるものとする。

- (1) 証明書の交付を受けた者が転居又は死亡により区の被保険者でなくなったとき。
- (2) 要介護被保険者又は要介護支援被保険者でなくなったとき。
- (3) その他区長が必要であると認めたとき。

(軽減の方法)

第12条 区長は、この要綱に基づいて食費の負担額の軽減を受けようとする証明書の交付を受けた者に対し、軽減を受ける際に、第3条の申出を行った事業所に証明書の提示をさせるものとする。

2 区長は、前項により証明書の提示を受けた事業所に対し、当該提示をした者について証明書の内容に基づき食費の負担額の軽減をさせるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 既に第7条1項に規定する軽減の申請を行い、平成20年3月31日までの有効期限の認定証を交付されている者については、同年6月30日まで有効期限を延長するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 既に第4条1項に規定により、認定証を交付されている者については、平成21年6月30日まで軽減対象者とする。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区通所介護等食費助成事業実施要綱の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

2 証明書を発行した月が平成26年7月の場合の有効期限は、平成27年7月末日とする。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。